

毎週火、金曜日発行（但休日によりるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

公 告

鳥取県告示第百五十七号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八条の規定により次のように建設業者登録簿に登録した。

昭和三十一年四月十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

目 次

◇告示 建設業者の登録

建設業者の変更登録

◇雑報 米、麦の包装細目の一部改正

登録番号

登録年月日

商号又は名称

鳥取県知事登録
（に）四一二号

昭和三十一年
三月二日

大栄建設有限会社

〃 〃 四一三号

〃 三月七日

八 瀬 川 組

〃 〃 四一四号

〃 三月十六日

中 村 工 務 店

〃 〃 四一五号

〃 三月二十三日

小林建設有限会社

〃 〃 四一六号

〃 三月二十四日

池田建設株式会社

〃 〃 四一七号

〃 三月三十日

久 松 建 設

おもな営業所の所在地

鳥取市中町二二

申請者氏名

横山 壽

岩美郡宇倍野村大字麻生

八瀬川岩太

東伯郡三朝町大字三朝九九

中村 一雄

鳥取市茶町

小林 隆

八頭郡若桜町大字中原

平家 茂美

鳥取市行徳三六〇

稲村 信幸

鳥取県告示第五十八号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条の規定による変更届につき、次のように建設業者登録簿に昭和三十一年四月五日変更登録した。

昭和三十一年四月十七日

鳥 取 県 知 事

遠 藤

茂

登録番号

登録年月日

商号又は名称

主たる営業所所在地

申請者氏名

鳥取県知事登録
（に）第四〇七号

昭和三十一年
一月十二日

常 盤 建 設

（新）鳥取市川外大工町五〇
（旧）〃 卯垣一五三

広田 敏男

雑 報

昭和二十六年五月十八日附鳥取県公報号外雑報で公示した昭和二十六年農林省告示第百三十三号農産物検査法第六条第一項による農産物規格規程に基く包装規格細目の一部を次のように改正する。

昭和三十一年四月十七日

農林省鳥取食糧事務所長 布 野 長 良

包装細目中

「一、繩

俵 菰 編 繩 一・五分繩又は実子繩

小口かゞり

縦 繩 三・〇分繩又は三・五分繩

さん俵 締 繩

を

「二、繩

(1) 直 徑

俵 孤 編 繩 一・五分繩

さん俵 締 繩 三・〇分繩又は三・五分繩

縦 繩 四・〇分繩又は三・五分繩

(四) 品 質

日本農林規格荷造繩の一、二等に該当するもの

に

「七、呎

(一) 呎

二号呎一等のもの又は一号特呎の一等及び二等のもの

を

「七、呎

(一) 呎

日本農林規格の二号呎一等のもの又は二号特呎の一等及び二等並びに一号特呎の一等及び二等のもの

に改める。